議員立法の立案プロセス

議員立法

(1)議員立法とは

- ・議員が法案を作成し、国会に発議(等)して行う立法活動
- ・その結果制定された法律そのもの
 - * 法律上の言葉ではなく一般的な通称

(←→内閣が提出する法案=内閣提出法案・閣法)

(2)提案の2方式

- i)議員による「発議」【国会法 第56条第1項】
 - ・参議院においては10人以上(予算を伴う法律案については、20人以上)の賛成者が必要
 - ・衆議院においては20人以上(予算を伴う法律案については、50人以 上)の賛成者が必要
- ii) **委員会(調査会)提出** 【国会法 第50条の 2 (第54条の 4)】
 - ・委員会がその所管事項に関し法律案を提出するもの。委員長が提出 者となる。
 - ・参議院においては委員会の全会一致で議決されることが通常

議員立法のプロセスの概観

※モデルケースであり、実際のプロセスは多様である 事実 法政策の Ξ ニーズの 成立 法案提 党 セスの全体 条文化 法令の調査 内手続 会審議 公布 出 認 形 識 成 参議院法制局 依頼議員 局内審査 との協議 立案依 議員のサポート **(**) 頼 条文化 かかわり 調査・検討 作業 プロセス全体に関与

目的 · 手段

法律案の立案においては、

- ①立法の目的を設定・明確化し、
- ②その目的の正当性を検証し、
- ③その目的を実現するためにはどの ような手段が考えられるのか

といったことを検討して、立法の内 容を詰めていく

事実・法令の調査

関係事実の調査

立法事実とその関連事実を収集、分析、整理



- ・立法事実を基に法政策を形成
- ・法政策の必要性や合理性を立法事実が支える

(ツール)

- •白書、統計
- ・政府の審議会の報告書や資料
- ・関係団体の意見書
- ・関係者からのヒアリング
- 報道

など

【立法事実とは?】

法律を制定する場合の基礎を形成し、かつ、その合理性を支える社会的・経済的・政治的・科学的事実

関係法令の調査

関係する法令を調査

(法律の条文だけでなく、政令や省令などの命令、判例、解釈、運用なども調査)

(ツール)

- ・法令集
- ・法令データベース
- ・判例データベース
 - ・逐条解説などの文献

など

- ・この政策に関連する法令はどのようなものがあるのか?どのような体系になっているのか?
- ・現行法で対応できている部分はあるのか、できていない部分はどこか?

法政策の形成

<法政策の形成に当たっての検討の視点>

法的適格性

・法律に規定することがふさわしいものか(なぜ法律によることが必要か)

合法性

- ・憲法に違反しないか
- ・法の基本的な理念・原則等(正義・衡平、一般性など)に適合しているか
- ・目的と手段との比例性

整合性

- ・全体として首尾一貫した論理で組み立てられているか
- ・他の法や制度と整合的なものとなっているか



<u>以上のような検討を行いつつ、具体的な法制度を設計</u> (どのような手続とするのか、どのような組織に行わせるのかなどを含む。)

<法政策の形成の過程で作成する資料>

検討点メモ・論点メモなど

○○に関する検討点メモ

- 2. 現行法との関係の整理について
- 3. 対象となる△△の範囲について
- 4. \triangle について \times \times を禁止することについて

検討すべき事項・問題点・論点などについて整理したり、法政策の選択肢や考え 得る方向性を示す文書

骨子・法律案要綱

○○法案要綱

1. 目的

この法律は、……について定めること により、……することを目的とすること。

2. 定義

この法律において「 $\triangle \triangle$ 」とは、…をいうこと。

… (中略) …

10. 施行期日 この法律は、□□から施行すること。

条文化において中心となる骨格を固め、 論理構成に従った体系に組み立て、整序 した文書

条 文 化

法律案要綱に基づき、表現の正確性・明確性・分かりやすさ、現行法との整合性等 に留意しながら、立法技術を用いて条文化作業を行う

法律は、言葉・文章で表現される 一旦成立した法律は、基本的にその文理に従って解釈される



表現の重要性

法律の規定を書く上での視点

- ・その規定を設ける目的、誰・何を対象に、どのような要件で、どのような効果を 生じさせようとしているのかを**明確**にしているか
- ・規定の内容が**正確**に表現されているか (例えば、本来対象とすべきでないものまで含まれてしまわないか)
- ・国民が理解できるよう**分かりやすく**表現されているか
- ・法令の構造、形式、用語などについてのルール・慣行にのっとっているか
- ・現行法の表現と整合的か(例えば、同じものは同じように表現しているか)

<法律案及び関連資料>

【法律案】

の下に「鯨類科学調査の」 この法律の定めるところにより実施されるもの」 鯨業の操業」 「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、 ように改正す 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律 「必要な事項を定め、 鯨類の持続的な利用の確保に関する法律 商業捕鯨の実施等の 「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査」 「これに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為」 同項を同条第四項とし、 もって」に改める ための鯨類科学調査の実施に関する法律の一 整備」 同条第一項中 捕鯨業の適切 同項を同条第1 「鯨類を適切な水準に維持 (平成二十 かつ円滑な実施のための措置」 を改正す もって商業捕鯨の実施による 同項の次に次の一項を加 しながら持続的に利 を加え、

法律案の条文本体

【法律案要綱】

この法律において 鯨類科学調査が、 「妨害行為」 の実施等 次に掲げる事項を旨として実施されること 「鯨類の持続的な利用」 の鯨類科学調査の実施に関す る法律 0 部を改正する法律案要綱

法律案の内容をまとめた

【新旧対照表】

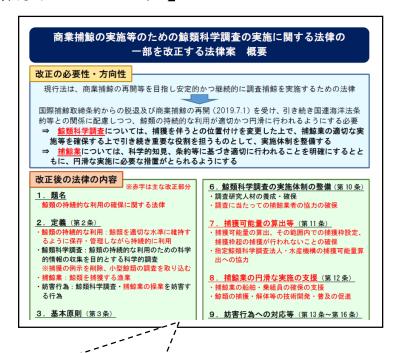
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施 条 は改正部分

現行と改正後の条文を比較し たもの

(一部改正の場合のみ作成)

< その他法律案とともに作成することがある資料>

【概要・ポンチ絵】



- ・法律案の趣旨・背景や概要を視覚的に分かりやすくまとめた資料
- ・党内手続 (**) など法案の説明に用いられる

【想定問答】

【第□条関係】

問○ 第□条の「×××」とは、何を 指しているのか。例えば、△△△ は含まれるのか。

答 第□条の「×××」とは、……を意味しており、具体的には、……などが含まれる。

これに対し、 $\triangle \triangle \triangle$ は、……には該当しないことから、 $\begin{bmatrix} \times \times \times \end{bmatrix}$ には含まれないと考えられる。

- ・法律案に対して想定される主な質問とそれに対する答えをまとめた文書
- ・国会審議に備えるなど、必要に応じ て作成される

※党内手続…議員立法の提出に当たっては、政党内の手続を経る必要があることが通常。手続は各政党により異なるが、各政党には政策を審議する機関が設けられており、まずはその下にある各委員会に対応した部会で審議され、その後上位の機関で審議されることが多い。